

株 主 各 位

東京都港区麻布台一丁目11番9号
パラカ株式会社
代表取締役 内藤 亨

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年12月17日（水曜日）午後6時までに到着するようにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成26年12月18日（木曜日）午前10時
- 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル10階
コンファレンススクエア エムプラス グランド
- 目的事項
報告事項 第18期（平成25年10月1日から平成26年9月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 当社取締役及び監査役に対するストックオプションに係る報酬額
及び内容決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.paraca.co.jp/>）において周知させていただきます。

(提供書面)

# 事 業 報 告

(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度（自平成25年10月1日至平成26年9月30日）における我が国の経済は、前半に消費税増税前の駆け込み需要が見られ、後半にかけては、その反動により生産活動が弱含み、公共投資は一服するなどの影響が見られたものの、設備投資は増加基調にあり、個人消費も底堅く推移し、所得・雇用も改善するなど回復基調が続いております。

当社の属する駐車場業界においては、2月の豪雪や、消費税増税にかかる駆け込み需要の反動、8月の全国的な天候不順の影響があったものの、慢性的な駐車場不足を背景に、売上について底堅く推移しました。

このような中で、当社は、引き続き積極的な営業活動を行い、新規駐車場の開設を進めるとともに、既存駐車場においても料金変更をタイムリーに行うなど採算性向上に努めました。

その結果、当事業年度においては、219件4,635車室の新規開設、90件3,163車室の減少により、129件1,472車室の純増となり、9月末現在1,423件19,684車室が稼働しております。

当事業年度の業績については、賃借駐車場において、解約等による減少が過去最多の89件3,108車室となりましたが、新規開設についても、車室数としては過去最多の214件4,560車室となり、増収増益となりました。保有駐車場については、1件53車室を売却、2車室について倉庫等への転用した一方で、売却した駐車場の代替地1件を含む5件75車室を新規開設いたしました。その結果、増収増益となりました。

このほか、適正な料金設定、売上に応じて賃料を支払う還元方式の推進、運営コストの低減により、収益性の向上を図りました。

その結果、営業利益、経常利益および当期純利益について増益となりました。

以上の活動により、当事業年度の売上高は、10,080百万円（前事業年度比13.1%増）、営業利益1,736百万円（前事業年度比4.0%増）、経常利益1,477百万円（前事業年度比8.4%増）、当期純利益893百万円（前事業年度比5.7%増）を計上致しました。

当社の具体的な事業区分別の状況は以下のとおりであります。

(賃借駐車場)

当事業年度においては前期に導入した営業支援システムの活用により、営業が効率化され、214件4,560車室と過去最多の新規開拓車室数となりました。加えて、このシステムによりタイムリーな料金変更が可能となり、既存駐車場の売上も堅調に推移しました。一方で、89件3,108車室と過去最多の車室減となりましたが、その主なものは、千葉県における複数の大型駐車場の契約終了によるものであります。以上の結果、125件1,452車室の純増となり、9月末現在1,312件16,211車室が稼働しております。売上高は8,281百万円（前事業年度比15.2%増）となりました。

(保有駐車場)

当事業年度においては、大阪市1件3車室、長岡市1件18車室、姫路市1件6車室、新潟市1件32車室、横浜市1件16車室、合計5件75車室がオープン致しました。一方で、新潟市1件53車室について売却、倉庫等への転用により2車室、合計1件55車室減少しました。その結果、4件20車室の純増となり、9月末現在においては111件3,473車室が稼働しております。売上高は1,465百万円（同3.4%増）となりました。

(その他事業)

当事業年度においては、不動産賃貸収入、自動販売機関連売上、駐輪場売上に加え、太陽光発電売上について前期に設置した宮城県大崎市約740kw、茨城県水戸市約200kwの合計約940kwの太陽光発電所が通期にわたって寄与したため、売上高は334百万円（同8.7%増）となりました。

事業区分別の売上高は以下のとおりであります。

| 事業区分  | 売上高(百万円) | 構成比(%) | 車室数(車室) |
|-------|----------|--------|---------|
| 賃借駐車場 | 8,281    | 82.2   | 16,211  |
| 保有駐車場 | 1,465    | 14.5   | 3,473   |
| その他事業 | 334      | 3.3    | —       |
| 合計    | 10,080   | 100.0  | 19,684  |

## (2) 対処すべき課題

当社は収益力の向上のため、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでまいります。

### ① 解約リスクの低減

当社は、時間貸駐車場事業を賃借駐車場モデル（土地オーナーより駐車場用地を借り受け事業を行うモデル）に依存し過ぎることは、賃貸借契約の解約により事業を継続できなくなるリスクがあると考えております。そこで、賃借駐車場の解約リスクを軽減し、企業全体として長期安定的・継続的に成長していくためには、キャッシュ・フローを考慮しながら、「賃借駐車場」及び「保有駐車場」のポートフォリオを組み立てていくことが必要と考えております。

### ② 収益リスクの低減

当社は事業基盤の更なる強化を図るため、駐車場を新規駐車場（オープン後1年未満の駐車場）と既存駐車場（オープン後1年以上経過の駐車場）に分けて管理しております。加えて、賃借駐車場では、毎月一定の賃料を土地オーナーに支払う「固定方式」にかかるリスク管理の徹底と、駐車場売上によって賃料が変動する「還元方式」を組み合わせることにより、収益リスクの低減に努めてまいります。

### ③ オペレーションスキルの向上

当社は『標準化』を推進し、従業員のオペレーションスキルの向上により、全社的な収益拡大とコスト低減を図ることに努めております。今後も引き続き、人材育成・教育によりオペレーションスキルの向上を図ることで、利益率の改善に努めてまいります。

### ④ 営業力の強化

当社が成長を図るうえでは、今後も継続して営業力を強化していく必要があると認識しております。人員の拡大を図るとともに、『標準化』を推進し、OJT教育、全体研修、個別指導を通じ、個々のスキルアップに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は、1,213百万円であります。その主なものは、事業用土地の購入513百万円とリース資産（駐車場機器）549百万円であります。

## (4) 資金調達の状況

当事業年度は、新株予約権の行使により47百万円調達いたしました。

なお、借入金により3,449百万円調達いたしました。

- (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- (6) 事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分  
該当事項はありません。
- (9) 財産及び損益の状況

| 区 分            | 第15期<br>(平成23年9月期) | 第16期<br>(平成24年9月期) | 第17期<br>(平成25年9月期) | 第18期<br>(平成26年9月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売上高 (百万円)      | 7,032              | 7,934              | 8,913              | 10,080             |
| 経常利益 (百万円)     | 931                | 1,302              | 1,363              | 1,477              |
| 当期純利益 (百万円)    | 547                | 730                | 845                | 893                |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 12,044.92          | 16,075.53          | 92.35              | 96.03              |
| 総資産 (百万円)      | 18,323             | 19,000             | 19,629             | 20,694             |
| 純資産 (百万円)      | 5,768              | 6,458              | 7,377              | 8,255              |

(注) 平成25年10月1日付けで普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。  
第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

- (10) 重要な親会社及び子会社の状況
- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
  - ② 子会社の状況  
該当事項はありません。
- (11) 主要な事業内容 (平成26年9月30日現在)  
当社の主要な事業内容は下記のとおりです。  
駐車場の運営及び管理業務  
不動産の所有、賃貸借、売買及び管理

## (12) 主要な営業所（平成26年9月30日現在）

|             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| 本 社         | 〒106-0041 東京都港区麻布台一丁目11番9号      |
| 大 阪 支 店     | 〒530-0004 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番19号   |
| 仙 台 営 業 所   | 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町一丁目11番1号   |
| 新 潟 営 業 所   | 〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通二丁目4番1号   |
| 埼 玉 営 業 所   | 〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目5番21号 |
| 横 浜 営 業 所   | 〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号  |
| 名 古 屋 営 業 所 | 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目24番8号  |
| 京 都 営 業 所   | 〒600-8009 京都府京都市下京区函谷鉾町79番地     |
| 神 戸 営 業 所   | 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通3番地       |
| 福 岡 営 業 所   | 〒810-0801 福岡県福岡市博多区中洲二丁目8番24号   |

## (13) 使用人の状況（平成26年9月30日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 60名  | △1名       | 32.0歳 | 5.1年   |

(注) 上記使用人数にはパートタイマー及び派遣社員の8名は含まれておりません。

## (14) 主要な借入先（平成26年9月30日現在）

| 借 入 先                       | 借 入 額    |
|-----------------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行         | 3,524百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行         | 1,432百万円 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 信 用 金 庫 | 1,202百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行         | 722百万円   |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行             | 351百万円   |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行             | 269百万円   |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行   | 228百万円   |
| 株 式 会 社 阿 波 銀 行             | 220百万円   |
| 株 式 会 社 百 十 四 銀 行           | 203百万円   |
| 株 式 会 社 伊 予 銀 行             | 175百万円   |
| 株 式 会 社 京 都 銀 行             | 84百万円    |
| 株 式 会 社 新 銀 行 東 京           | 69百万円    |
| 兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会 | 66百万円    |
| 株 式 会 社 東 北 銀 行             | 50百万円    |
| 株 式 会 社 常 陽 銀 行             | 49百万円    |
| 株 式 会 社 広 島 銀 行             | 48百万円    |
| 株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行         | 45百万円    |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行             | 37百万円    |
| 株 式 会 社 足 利 銀 行             | 30百万円    |
| 株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行         | 27百万円    |
| 株 式 会 社 み ち の く 銀 行         | 26百万円    |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行     | 21百万円    |

- (15) その他会社の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 27,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,801,400株  |
| (3) 株主数      | 2,804名      |
| (4) 大株主      |             |

| 株 主 名                         | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------------|----------|---------|
| 有限会社リョウコーポレーション               | 700,000株 | 7.46%   |
| 兼平 宏                          | 574,000株 | 6.12%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口) | 444,900株 | 4.74%   |
| S B I ホールディングス株式会社            | 400,000株 | 4.26%   |
| 日信電子サービス株式会社                  | 300,000株 | 3.20%   |
| 株式会社プレステージ・インターナショナル          | 300,000株 | 3.20%   |
| 内藤 宗                          | 280,000株 | 2.98%   |
| 内藤 主                          | 280,000株 | 2.98%   |
| 内藤 亨                          | 256,000株 | 2.73%   |
| 株式会社三井住友銀行                    | 240,000株 | 2.56%   |
| UBS AG HONG KONG              | 240,000株 | 2.56%   |

(注) 持株比率は自己株式(415,028株)を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                              | 第6回新株予約権                     | 第7回新株予約権                       | 第8回新株予約権                       |
|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 発行決議の日                       | 平成17年12月21日開催<br>定時株主総会      | 平成21年12月18日開催<br>定時株主総会        | 平成22年12月17日開催<br>定時株主総会        |
| 保有人数及び新株予約権の数                |                              |                                |                                |
| 当社取締役<br>(社外取締役を除く)          | 0名      0個                   | 3名      202個                   | 3名      540個                   |
| 当社社外取締役                      | 0名      0個                   | 0名      0個                     | 1名      10個                    |
| 当社監査役                        | 1名      15個                  | 0名      0個                     | 1名      10個                    |
| 新株予約権の目的となる<br>株式の種類         | 普通株式                         | 普通株式                           | 普通株式                           |
| 新株予約権の目的となる<br>株式の数 (注) 1, 2 | 3,000株                       | 40,400株                        | 112,000株                       |
| 新株予約権の払込金額                   | 無償                           | 無償                             | 無償                             |
| 権利行使時1株当たりの<br>行使価額 (注) 1, 2 | 1,800円                       | 365円                           | 567円                           |
| 権利行使期間                       | 平成20年1月21日から<br>平成27年9月30日まで | 平成23年12月19日から<br>平成29年12月18日まで | 平成24年12月18日から<br>平成30年12月17日まで |
| 新株予約権の行使の条件                  | (注) 3                        | (注) 4                          | (注) 4                          |

|                              | 第9回新株予約権                       | 第10回新株予約権                      | 第11回新株予約権                     |
|------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 発行決議の日                       | 平成23年12月16日開催<br>定時株主総会        | 平成24年12月19日開催<br>定時株主総会        | 平成25年12月19日開催<br>定時株主総会       |
| 保有人数及び新株予約権の数                |                                |                                |                               |
| 当社取締役<br>(社外取締役を除く)          | 3名      380個                   | 3名      540個                   | 3名      150個                  |
| 当社社外取締役                      | 1名      20個                    | 1名      20個                    | 0名      0個                    |
| 当社監査役                        | 1名      10個                    | 1名      10個                    | 0名      0個                    |
| 新株予約権の目的となる<br>株式の種類         | 普通株式                           | 普通株式                           | 普通株式                          |
| 新株予約権の目的となる<br>株式の数 (注) 1, 2 | 82,000株                        | 114,000株                       | 15,000株                       |
| 新株予約権の払込金額                   | 無償                             | 無償                             | 1個当たり63,041円                  |
| 権利行使時1株当たりの<br>行使価額 (注) 1, 2 | 371円                           | 657円                           | 1円                            |
| 権利行使期間                       | 平成25年12月17日から<br>平成31年12月16日まで | 平成26年12月20日から<br>平成32年12月19日まで | 平成27年11月30日から<br>平成61年1月10日まで |
| 新株予約権の行使の条件                  | (注) 4                          | (注) 4                          | (注) 5                         |



- (注) 1. 当社は平成17年4月20日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使時1株当たりの行使価額は調整されております。
2. 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使時1株当たりの行使価額は調整されております。
3. 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。なお、本条件は、当社と顧問契約を締結する社外協力者として新株予約権を割り当てた者に対しては適用しないものとする。
- ② この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。
- ③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
5. 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
- 該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況            |
|-----------|---------|-------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 内 藤 亨   |                         |
| 取 締 役     | 駒 井 雄 一 | 営業部長                    |
| 取 締 役     | 間 嶋 正 明 | 管理部長                    |
| 取 締 役     | 中 村 隆 夫 | 弁護士 鳥飼総合法律事務所           |
| 常 勤 監 査 役 | 小 林 紀 幸 |                         |
| 監 査 役     | 福 島 一   |                         |
| 監 査 役     | 阿 河 勝 久 | 阿河キャピタルプランニング株式会社 代表取締役 |
| 監 査 役     | 高 橋 聡   | 公認会計士 高橋聡公認会計士事務所 所長    |

- (注) 1. 取締役中村隆夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役福島一氏、阿河勝久氏及び高橋聡氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役中村隆夫氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
4. 監査役阿河勝久氏は、平成26年9月16日に逝去され、退任しました。それに伴い、補欠監査役であった高橋聡氏が同日監査役に就任しました。
5. 監査役小林紀幸氏及び阿河勝久氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
監査役高橋聡氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社では平成17年4月1日より執行役員制度を導入しております。当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

| 地 位         | 氏 名     | 担 当 又 は 主 な 職 業 |
|-------------|---------|-----------------|
| 執 行 役 員 社 長 | 内 藤 亨   |                 |
| 執 行 役 員 常 務 | 駒 井 雄 一 | 営業部長            |
| 執 行 役 員     | 間 嶋 正 明 | 管理部長            |

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分   | 人 員 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|-----|-----------|
| 取 締 役 | 4名  | 143百万円    |
| 監 査 役 | 4名  | 10百万円     |
| 計     | 8名  | 153百万円    |

- (注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役分 年額200百万円、監査役分 年額30百万円であります。
2. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の

費用計上額を含んでおります。

3. 期末日現在の取締役は 4名、監査役は 3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

|           | 取締役会 (17回開催) |      | 監査役会 (13回開催) |      |
|-----------|--------------|------|--------------|------|
|           | 出席回数         | 出席率  | 出席回数         | 出席率  |
| 取締役 中村 隆夫 | 17回          | 100% | —            | —    |
| 監査役 福島 一  | 17回          | 100% | 13回          | 100% |
| 監査役 阿河 勝久 | 14回          | 87%  | 10回          | 83%  |
| 監査役 高橋 聡  | 1回           | 100% | 1回           | 100% |

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役中村隆夫氏は、主に経営陣から独立した客観的視点をもって助言・発言を行っております。

監査役福島一氏は、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・発言を行っております。

監査役阿河勝久氏は、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・発言を行っております。

監査役高橋聡氏は、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役中村隆夫氏、監査役福島一氏、監査役阿河勝久氏及び監査役高橋聡氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

#### ④ 社外役員の報酬等の総額

|             | 人員 | 報酬等の額 |
|-------------|----|-------|
| 社外役員の報酬等の総額 | 4名 | 9百万円  |

(注) 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額を含んでおります。

#### 5. 会計監査人の状況

##### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 平成25年12月19日開催の定時株主総会において有限責任監査法人トーマツが選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は退任しました。

##### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 14百万円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 14百万円

(注) 上記、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬等の額及び金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額の合計額であります。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人が法令を遵守することはもとより、定款を遵守し、社会規範を尊重し、企業理念に則った行動をとるため、「バラカ株式会社行動規範」(以下、行動規範)を定め、周知徹底を図る。
- ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役は、基本的な方針について宣言するとともに、内部統制・コンプライアンス担当執行役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。監査役及び内部監査担当は連携し、コンプライアンス体制の状況を調査する。これらの活動は取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- ハ. 法令違反の疑義ある行為等について、使用人が通報できる社外の弁護士・専門家を窓口とする内部通報制度を整備するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ロ. 組織横断的なリスク管理については内部統制・コンプライアンス担当執行役員が行い、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。また、内部監査担当は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 経営の適正性、健全性を確保し、業務執行の効率化を図るため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会の機能とその意思決定に基づく業務執行機能を明確にする。双方の機能を強化するために、執行役員制度を採用し、同制度の維持・充実を図る。
  - ロ. 中長期経営戦略を策定し、全社で意思統一する。経営戦略を企業全体で共有し、強固なものにするために、定期的に経営戦略会議を開催し、企業の存続・発展を図る。
  - ハ. 中期経営方針を立案し、社内でも共有する。そして単年度予算を立案し、全社的な数値目標を設定する。その達成に向けて、取締役会、執行役員会及びすべての管理職が出席する会議（社内呼称：管理職会議）にて、具体策の立案及び進捗管理を行う。
  - ニ. 取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者の職務内容及び責任を定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については、監査役会の意見を尊重し、決定する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実が発生したとき、取締役及び使用人による法令違反の疑義ある行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきと定めた事実が生じたときは、速やかに監査役に報告する。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
  - ロ. 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を設けるほか、会計監査人、内部統制・コンプライアンス担当執行役員、内部監査担当と相互連携し、監査の実効性を確保する。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。また、会計監査人から監査内容について報告を受けることができる。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
社会的秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する。

---

本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満切り捨て、比率その他については表示単位未満四捨五入しております。

# 貸借対照表

(平成26年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部             |               | 負 債 の 部          |               |
|---------------------|---------------|------------------|---------------|
| 科 目                 | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
| <b>流動資産</b>         | <b>2,531</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>2,420</b>  |
| 1. 現金及び預金           | 1,900         | 1. 買掛金           | 147           |
| 2. 売掛金              | 50            | 2. 1年内償還予定の社債    | 40            |
| 3. 貯蔵品              | 2             | 3. 1年内返済予定の長期借入金 | 1,072         |
| 4. 前払費用             | 507           | 4. リース債務         | 415           |
| 5. 繰延税金資産           | 51            | 5. 未払金           | 62            |
| 6. その他              | 19            | 6. 未払費用          | 19            |
| 7. 貸倒引当金            | △0            | 7. 未払法人税等        | 471           |
|                     |               | 8. 未払消費税等        | 114           |
|                     |               | 9. 前受金           | 35            |
| <b>固定資産</b>         | <b>18,163</b> | 10. 預り金          | 8             |
| 1. 有形固定資産           | 17,810        | 11. 賞与引当金        | 30            |
| 1) 建物               | 768           | 12. その他          | 0             |
| 2) 構築物              | 226           |                  |               |
| 3) 機械及び装置           | 352           | <b>固定負債</b>      | <b>10,018</b> |
| 4) 車両運搬具            | 16            | 1. 社債            | 290           |
| 5) 工具、器具及び備品        | 71            | 2. 長期借入金         | 7,865         |
| 6) 土地               | 14,460        | 3. リース債務         | 1,374         |
| 7) リース資産            | 1,735         | 4. その他           | 487           |
| 8) 建設仮勘定            | 178           |                  |               |
| 2. 無形固定資産           | 23            | <b>負債合計</b>      | <b>12,438</b> |
| 1) ソフトウェア           | 22            |                  |               |
| 2) その他              | 0             | <b>純資産の部</b>     |               |
| 3. 投資その他の資産         | 329           | <b>株主資本</b>      | <b>8,348</b>  |
| 1) 投資有価証券           | 28            | 1. 資本金           | 1,642         |
| 2) 出資金              | 0             | 2. 資本剰余金         | 1,672         |
| 3) 役員及び従業員に対する長期貸付金 | 19            | 1) 資本準備金         | 1,672         |
| 4) 長期前払費用           | 27            | 3. 利益剰余金         | 5,135         |
| 5) 繰延税金資産           | 44            | 1) その他利益剰余金      | 5,135         |
| 6) その他              | 209           | 特別償却準備金          | 203           |
|                     |               | 繰越利益剰余金          | 4,932         |
|                     |               | 4. 自己株式          | △100          |
|                     |               | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>△174</b>   |
|                     |               | 1. その他有価証券評価差額金  | 8             |
|                     |               | 2. 繰延ヘッジ損益       | △182          |
|                     |               | <b>新株予約権</b>     | <b>81</b>     |
|                     |               | <b>純資産合計</b>     | <b>8,255</b>  |
| <b>資産合計</b>         | <b>20,694</b> | <b>負債純資産合計</b>   | <b>20,694</b> |



# 損 益 計 算 書

(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額 |        |
|-----------------------|-----|--------|
| 売 上 高                 |     | 10,080 |
| 売 上 原 価               |     | 7,335  |
| 売 上 総 利 益             |     | 2,745  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |     | 1,008  |
| 営 業 利 益               |     | 1,736  |
| 営 業 外 収 益             |     |        |
| 受 取 利 息               | 0   |        |
| 受 取 配 当 金             | 0   |        |
| 保 険 配 当 金             | 0   |        |
| 未 払 配 当 金 除 斥 益       | 1   |        |
| そ の 他                 | 0   | 3      |
| 営 業 外 費 用             |     |        |
| 支 払 利 息               | 251 |        |
| そ の 他                 | 10  | 261    |
| 経 常 利 益               |     | 1,477  |
| 特 別 利 益               |     |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 24  | 24     |
| 特 別 損 失               |     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 18  | 18     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |     | 1,483  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 632 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △42 | 589    |
| 当 期 純 利 益             |     | 893    |

# 株主資本等変動計算書

(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |               |
|---------------------------------|---------|-----------|---------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               |
|                                 |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 平成25年10月1日残高                    | 1,611   | 1,641     | 1,641         |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |               |
| 新株の発行（新株予約権の行使）                 | 30      | 30        | 30            |
| 剰余金の配当                          | —       | —         | —             |
| 当期純利益                           | —       | —         | —             |
| 特別償却準備金の取崩                      | —       | —         | —             |
| 自己株式の取得                         | —       | —         | —             |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>（純額） | —       | —         | —             |
| 事業年度中の変動額合計                     | 30      | 30        | 30            |
| 平成26年9月30日残高                    | 1,642   | 1,672     | 1,672         |

|                                 | 株 主 資 本     |             |             |         |             |
|---------------------------------|-------------|-------------|-------------|---------|-------------|
|                                 | 利 益 剰 余 金   |             |             | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                                 | その他利益剰余金    |             | 利益剰余金<br>合計 |         |             |
|                                 | 特別償却<br>準備金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |         |             |
| 平成25年10月1日残高                    | 235         | 4,099       | 4,334       | △100    | 7,486       |
| 事業年度中の変動額                       |             |             |             |         |             |
| 新株の発行（新株予約権の行使）                 | —           | —           | —           | —       | 61          |
| 剰余金の配当                          | —           | △92         | △92         | —       | △92         |
| 当期純利益                           | —           | 893         | 893         | —       | 893         |
| 特別償却準備金の取崩                      | △32         | 32          | —           | —       | —           |
| 自己株式の取得                         | —           | —           | —           | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>（純額） | —           | —           | —           | —       | —           |
| 事業年度中の変動額合計                     | △32         | 833         | 800         | △0      | 862         |
| 平成26年9月30日残高                    | 203         | 4,932       | 5,135       | △100    | 8,348       |

(単位：百万円)

|                                 | 評価・換算差額等             |             |                | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------------------|----------------------|-------------|----------------|-------|-------|
|                                 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |       |
| 平成25年10月1日残高                    | 2                    | △184        | △182           | 73    | 7,377 |
| 事業年度中の変動額                       |                      |             |                |       |       |
| 新株の発行(新株予約権の行使)                 | —                    | —           | —              | —     | 61    |
| 剰余金の配当                          | —                    | —           | —              | —     | △92   |
| 当期純利益                           | —                    | —           | —              | —     | 893   |
| 特別償却準備金の取崩                      | —                    | —           | —              | —     | —     |
| 自己株式の取得                         | —                    | —           | —              | —     | △0    |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) | 6                    | 2           | 8              | 7     | 16    |
| 事業年度中の変動額合計                     | 6                    | 2           | 8              | 7     | 878   |
| 平成26年9月30日残高                    | 8                    | △182        | △174           | 81    | 8,255 |

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

    その他有価証券

    時価のあるもの

    決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

    時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

    貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。但し、建物（附属設備を除く）並びに機械及び装置（太陽光発電設備）については、定額法を採用しております。

    主な耐用年数は以下のとおりです。

    建物及び構築物          3～38年

    機械及び装置            17年

    車両運搬具              3～6年

    工具、器具及び備品     2～15年

    なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を行っております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。

    （リース資産を除く）    なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

    なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用……………定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 表示方法の変更

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金」は、総資産額の1/100以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

|        |           |
|--------|-----------|
| 現金及び預金 | 36百万円     |
| 建物     | 690百万円    |
| 土地     | 13,738百万円 |
| 合計     | 14,465百万円 |

担保付債務は次のとおりであります。

|               |          |
|---------------|----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 752百万円   |
| 長期借入金         | 7,452百万円 |
| 合計            | 8,205百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,230百万円

3. 取締役に対する金銭債権 20百万円

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加        | 減少 | 当事業年度末    |
|-------|---------|-----------|----|-----------|
| 発行済株式 |         |           |    |           |
| 普通株式  | 48,369  | 9,753,031 | —  | 9,801,400 |
| 自己株式  |         |           |    |           |
| 普通株式  | 2,075   | 412,953   | —  | 415,028   |

(注) 発行済株式の増加は平成25年10月1日付株式分割による増加(9,625,431株)、ストック・オプションの権利行使による増加(127,600株)であります。  
自己株式の増加は、平成25年10月1日付株式分割による増加(412,925株)、単元未満株式の買取による増加(28株)であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 新株予約権の内訳    | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |         |         |         | 当事業年度末残高(百万円) |
|-------------|------------------|--------------------|---------|---------|---------|---------------|
|             |                  | 当事業年度期首            | 増加      | 減少      | 当事業年度末  |               |
| 平成16年新株予約権④ | 普通株式             | 31,800             | —       | 31,800  | —       | —             |
| 平成16年新株予約権⑤ | 普通株式             | 16,800             | —       | 16,800  | —       | —             |
| 平成17年新株予約権⑥ | 普通株式             | 44,400             | —       | 4,000   | 40,400  | —             |
| 平成21年新株予約権⑦ | 普通株式             | 172,200            | —       | 97,000  | 75,200  | 7             |
| 平成22年新株予約権⑧ | 普通株式             | 141,200            | —       | 6,200   | 135,000 | 21            |
| 平成23年新株予約権⑨ | 普通株式             | —                  | 154,800 | 34,400  | 120,400 | 17            |
| 合計          | —                | 406,400            | 154,800 | 190,200 | 371,000 | 45            |

(注) 増加の株数は当事業年度に権利行使可能となったもの、減少の株数の主なものは権利行使による消滅であります。  
当事業年度期首の株数は平成25年10月1日付株式分割(1株につき200株)による分割後の株数に換算しております。

## 3. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払総額

| 決議                    | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|--------|----------|------------|-------------|
| 平成25年12月19日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 92百万円  | 2,000円   | 平成25年9月30日 | 平成25年12月20日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年12月18日開催予定の第18期定時株主総会に次のとおり付議いたします。

|            |             |
|------------|-------------|
| 配当原資       | 利益剰余金       |
| 配当金の総額     | 112百万円      |
| 1株当たりの配当金額 | 12円         |
| 基準日        | 平成26年9月30日  |
| 効力発生日      | 平成26年12月19日 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               |        |
|---------------|--------|
| 繰延税金資産        |        |
| 賞与引当金         | 10百万円  |
| 未払事業税         | 37百万円  |
| 土地            | 47百万円  |
| 繰延ヘッジ損益       | 101百万円 |
| 資産除去債務        | 50百万円  |
| 株式報酬費用        | 3百万円   |
| その他           | 4百万円   |
| 繰延税金資産小計      | 255百万円 |
| 評価性引当額        | △14百万円 |
| 繰延税金資産合計      | 241百万円 |
| 繰延税金負債        |        |
| 資産除去費用        | 28百万円  |
| 特別償却準備金       | 112百万円 |
| その他有価証券評価差額金  | 4百万円   |
| 繰延税金負債合計      | 145百万円 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 95百万円  |

法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。

なお、この税率変更が計算書類に与える影響は軽微であります。



## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金や安全性の高い金融商品等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金（原則として20年以内）は主に土地購入に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のもの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金は流動性リスクに晒されていますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                       | 貸借対照表計上額 | 時価     | 差額  |
|-----------------------|----------|--------|-----|
| (1) 現金及び預金            | 1,900    | 1,900  | —   |
| (2) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 28       | 28     | —   |
| 資産計                   | 1,929    | 1,929  | —   |
| (1) 長期借入金(※) 1        | 8,938    | 8,963  | 25  |
| (2) リース債務             | 1,790    | 1,897  | 106 |
| 負債計                   | 10,729   | 10,861 | 132 |
| デリバティブ取引(※) 2         | (284)    | (316)  | △32 |

(※) 1 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※) 2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

#### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

### 負債

#### (1) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### (2) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

### デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (注) 2 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|        | 1年以内  |
|--------|-------|
| 現金及び預金 | 1,675 |
| 合計     | 1,675 |

## (注) 3 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

|       | 1年以内  | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超   |
|-------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 長期借入金 | 1,072 | 997         | 935         | 838         | 728         | 4,365 |
| リース債務 | 415   | 391         | 279         | 279         | 211         | 157   |
| 合計    | 1,488 | 1,389       | 1,215       | 1,117       | 939         | 4,523 |

## (賃貸等不動産に関する注記)

当社では、東京都その他の地域において、時間貸駐車場及び月極駐車場を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,237百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、固定資産売却益24百万円（特別利益に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 貸借対照表計上額  |          |          | 決算日<br>における時価 |
|-----------|----------|----------|---------------|
| 当事業年度期首残高 | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 |               |
| 14,806    | 401      | 15,208   | 13,192        |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
当事業年度増減額のうち、主な増加は不動産の取得（455百万円）であり、主な減少は不動産の売却（75百万円）であります。
2. 時価の算定方法  
主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額を採用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称<br>または氏名 | 議決権等の<br>所有 (被所有)<br>割合 | 関連当事者と<br>の関係 | 取引の内容                | 取引金額<br>(百万円) | 科 目 | 期末<br>残高 |
|----|-----------------|-------------------------|---------------|----------------------|---------------|-----|----------|
| 役員 | 内藤 亨            | 被所有<br>直接<br>2.73%      | 当社<br>代表取締役   | 新株予約権の<br>行使<br>(注1) | 23            | —   | —        |
| 役員 | 駒井 雄一           | 被所有<br>直接<br>0.92%      | 当社<br>取締役     | 新株予約権の<br>行使<br>(注2) | 11            | —   | —        |

- (注) 1. 平成21年12月18日開催の当社第13期定時株主総会及び平成23年12月16日開催の当社第15期定時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。  
2. 平成21年12月18日開催の当社第13期定時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 870円 90銭

1株当たり当期純利益 96円 03銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 当期純利益 (百万円)        | 893       |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円) | —         |
| 普通株式に係る当期純利益 (百万円) | 893       |
| 期中平均株式数 (株)        | 9,303,130 |

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年11月 5 日

パラカ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂®

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 片 岡 久 依®

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パラカ株式会社の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年11月11日

パラカ株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 紀 幸 ㊟

監査役 福島 一 ㊟

監査役 高橋 聡 ㊟

(注) 監査役福島一及び監査役高橋聡は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は「財務体質の強化と今後の事業展開に備えるため、「毎期の業績」、「内部留保の充実」、「手元流動性」及び「投資環境」に応じて再投資と配当のバランスをとりながら株主の皆様への利益配分を行う」ことを基本方針としております。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては以下のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金12円 総額 112,636,464円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年12月19日

### 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役小林紀幸氏及び福島一氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となるため、また、監査役高橋聡氏は辞任されますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は、以下のとおりであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式の数<br>(株) |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1     | ひろ きわ さとる<br>廣 澤 智<br>(昭和39年7月17日) | 平成3年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入社<br>平成7年3月 公認会計士登録<br>平成9年2月 日本インベストメント・ファイナンス株式会社<br>(現 大和企业投資株式会社)入社<br>株式会社ビーアイ・ネットワーク設立<br>平成12年7月 廣澤公認会計士事務所開設(現任)<br>平成21年6月 当社入社 内部監査専任担当(現任)<br>平成24年5月 | —                     |
| 2     | ふく しま はじめ<br>福 島 一<br>(昭和17年12月8日) | 昭和43年4月 株式会社野村総合研究所入社<br>平成5年6月 同社取締役 社会・地域研究本部長<br>平成11年6月 同社常務取締役 リサーチ・コンサル<br>ティング部門長<br>平成12年6月 同社常勤監査役<br>平成15年10月 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ理事(現任)<br>平成22年12月 当社監査役(現任)                           | —                     |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社株式の数<br>(株) |
|-------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 3     | えん どう しゅう すけ<br>遠藤 修介<br>(昭和39年11月6日) | 平成元年4月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入社<br>平成3年8月 公認会計士登録<br>平成5年10月 株式会社ビジネスブレイン太田昭 and 入社<br>平成9年4月 遠藤公認会計士事務所開設(現任)<br>平成14年2月 株式会社エルゼウス 代表取締役社長(現任)<br>平成25年6月 新宿監査法人 パートナー(現任) | —                     |

- (注) 1. 福島一氏及び遠藤修介氏は、社外監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 福島一氏を社外監査役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富な知識・経験等を当社の監査に活かしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって4年間であります。
4. 遠藤修介氏は公認会計士等の資格を有しており、遠藤公認会計士事務所の代表者であります。
5. 遠藤修介氏を新たに社外監査役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富な知識・経験等を当社の監査に活かしていただけるものと判断したためであります。
6. 福島一氏及び遠藤修介氏が監査役に就任した場合、当社との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。
7. 当社は、遠藤修介氏が監査役として選任された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。その候補者は、以下のとおりであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社株式の数<br>(株) |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| たか はし さとし<br>高橋 聡<br>(昭和44年12月12日) | 平成5年4月 本田技研工業株式会社入社<br>平成9年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入社<br>平成13年5月 公認会計士登録<br>平成13年7月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社<br>平成13年8月 社会保険労務士登録<br>平成15年9月 高橋労務会計事務所(現 高橋聡公認会計士事務所)開設(現任)<br>平成16年9月 株式会社J.K. コンサルティング 設立代表取締役(現任)<br>平成17年2月 税理士登録<br>平成17年12月 株式会社Waymark 代表取締役(現任)<br>平成26年9月 当社監査役(現任) | —                     |

- (注) 1. 高橋聡氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 高橋聡氏は公認会計士等の資格を有しており、高橋聡公認会計士事務所の代表者であります。

- す。同事務所は当社と顧問契約を締結する予定です。
3. 高橋聡氏を補欠監査役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富な経験・専門知識等を当社の監査に活かしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって3ヵ月間であります。
  4. 高橋聡氏が監査役に就任した場合、当社との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。

#### 第4号議案 当社取締役及び監査役に対するストックオプションに係る報酬額及び内容決定の件

当社の取締役及び監査役に対し、その業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層の収益拡大と体質強化を図るため、ストックオプションとしての新株予約権を年額4,250万円以内（取締役分3,800万円（うち社外取締役分130万円）、監査役分450万円）で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。この新株予約権の額は、当社の役員に対する報酬等として、平成15年12月18日開催の第7期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額（年額2億円以内）及び監査役の報酬額（年額3,000万円以内）とは別枠で設定するものであります。なお、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、対象者は取締役4名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）となります。

#### 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式138,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の目的となる株式数の上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

##### (2) 新株予約権の総数

1,380個を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の数の上限とする。このうち、取締役に付与する新株予約権は1,240個（うち社外取締役40個）、監査役に付与する新株予約権は140個を上限とする。

なお新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。ただし上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記(2)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込額}}{\text{1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の条件

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

③ その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記(8)①の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

(10) 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契

約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記(9)に準じて決定する。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上



